

2025年度 奨学生募集のご案内

大学生・大学院生の皆さんへ

仙台市青葉区国分町 3-1-18
公益財団法人 亀井記念財団
事務局長 保志 一憲
URL <https://kmfo.or.jp/>

当財団は、人物及び学業成績が優秀で、学資負担の困難な大学生・大学院生に対し奨学金を貸与し、また、高校生・高等専門学校生・看護学校生及び外国人私費留学生には奨学金を支給している奨学財団です。

今年度も、下記の要綱にて大学生・大学院生の奨学生を募集しますので、ご案内致します。

1 応募資格

- (1) 大学生・大学院生にふさわしい生活態度・信条を持ち、かつ水準以上の学力で向学心があり、家庭の事情から学資負担が困難な学生であること。
- (2) 宮城県下の大学に通学する、東北6県出身者（岩手大学は宮城県出身者）であること。
- (3) 在学年次は問いません。（現在、当財団の奨学生の場合は応募できません。）
- (4) 在学する大学長から推薦された者。
- (5) 他の奨学期間から奨学金の貸与あるいは支給を受けている場合でも応募できます。

2 貸与奨学金

- (1) 正規の修学期間、下記の奨学金が貸与されます。

国公立大学生・大学院生の場合	奨学金の月額	30,000円
私立 大学生・大学院生の場合	奨学金の月額	40,000円
- (2) 採用された方の、初年度の奨学金の貸与開始は8月になります。
（8月の第1回目の貸与は、4月～8月の5カ月分を一括して貸与）

3 返済条件

大学を卒業後、貸与期間の3倍の期間で、均等半年賦返済と致します。
なお、貸与奨学金には原則、利息は課せられません。（無利子）

4 貸与奨学金特別返済免除制度【2025年度より導入】

東北6県に本社がある企業または東北6県の事業所で勤務している条件（公務員及び自営業者含む）を充たした場合は、その年の奨学金返済義務を免除。

5 応募の手続

- (1) 出願には大学長の推薦が必要です。あらかじめ学生課奨学金担当の方とご相談下さい。
* 応募には下記の書類が必要です。

- ① 大学生・大学院生奨学金申込書（願書・推薦調書）・・・1通
（両親等の身元保証人が必要です。）
- ② 本人の写真（上記申込書に貼付）・・・1枚
（6ヶ月以内のもので、縦4.0 cm×横3.0 cm程度、白黒・カラーを問わず）
- ③ 収入を証明する各添付書類（別紙「2025年度応募者資料」参照）
- ④ 特別な控除を受けるための証明書類（別紙「2025年度応募者資料」参照）
該当する場合のみ提出

応募締切について：各大学の学生課奨学金担当の方に確認して下さい。

6 選考と採用

- (1) 7月下旬に選考委員会を開き、各大学より推薦された方の申込書を公正に審査し、20名を奨学生として採用致します。
- (2) 採否は、8月上旬に大学を経由し本人にご通知致します。
なお、選考結果を直接当財団に問い合わせても回答致しかねますのでご遠慮願います。

7 採用になった場合

- (1) 大学より、奨学生採用の通知と誓約書が交付されますので、誓約書の所定箇所を記入押印の上、家族構成全員の住民票を添えて大学へ提出して下さい。また、オリエンテーション（9月中旬予定）を開催致しますので、必ず出席下さいます様お願いします。
（やむを得ず、オリエンテーションに出席できない場合でも採用取消にはなりません）
- (2) 貸与終了後の「奨学金返済約定書」には連帯保証人2名【あなたが万一返済できなかった時に、あなたに代わって返済の義務を負う人なので、返済能力のある父母どちらか1名と返済能力のある親類の方等1名（配偶者除く）】の記入が必要ですのでご留意下さい。なお、祖父母の方は70歳未満と致します。
- (3) 奨学金は、大学宛に送金致します。各大学の学生課奨学金担当の方よりお受け取り下さい。この時、奨学金支払簿へ受領印を押印して下さい。

8 その他

- (1) 申込書は選考上重要な資料です。事実をありのまま記入して下さい。仮に、記入しなければならぬことを故意に記入しなかったり、虚偽の記入を行ったことにより奨学生になったことが判明した時は、直ちに奨学生の資格を喪失しますし、奨学金を返還してもらうこととなりますのでご注意ください。
- (2) 自分が以前、高校等で当財団の奨学生だった人、及び兄弟姉妹に当財団の奨学生がいる場合は、申込書の「家庭事情」欄にその旨を必ず記入して下さい。（高校・大学問わず、兄弟姉妹が同時申込する場合も同様とします。）
- (3) 申込書の現住所欄の住居区分に該当するものがない場合は、その他を○で囲み、空欄に具体的内容（例：祖父及び祖母の持家等）を必ず記入して下さい。なお、住居区分に表示している「MS」はマンション・「AP」はアパートのことです。
- (4) 申込書の記入内容や収入等を証明する各添付書類に不備がある場合は受付致しませんので、確認してから大学へ提出して下さい。もし、分からない所がありましたら、必ず大学の学生課奨学金担当の方に問い合わせして下さい。本人・家族からの直接の問い合わせには対応致しません。

以上

2025年4月1日

2025年度 応募者資料

公益財団法人亀井記念財団

年間総収入額及び所得証明書類について

I 年間総収入額と所得証明

当財団で把握したい年間総収入額は、同居家族全員分（別居している扶養家族を含む）の2025年1月～12月の一年分です。（扶養をしていない独立生計の祖父母も同居している場合は家族に含めますので家族構成の欄に記入して下さい。）

しかし、2025年分の収入を把握する事が非常に困難なため、会社勤めや事業者は前年（2024年）と同じ会社に勤めて同じ給料を受ける、同じ事業を行い同じ収入を得ると仮定し、前年分（2024年分）の「源泉徴収票」や所得の「確定申告書」の所得証明を求めています。

そこで、所得者の状況が前年と異なる場合（生活保護世帯、死亡した、失業した、定年退職した、事業を廃業した、前年途中又は今年から働いた、今年から事業を開始した等）は、2025年の一年分の収入を予測して記入することになります。

よって、年間総収入額の金額及びその収入を証明する各添付書類、または、他に特別な控除を受ける場合の証明となる各添付書類については下記の点にご留意下さい。

1 収入を証明する各添付書類 [所得の種類及び年間総収入額（万円単位：千円以下切捨）]

(1) 給与・賃金等所得の人

① 2024年1月1日以前より同じ会社に勤務している場合

- ・2024年分（令和6年分）給与所得者の源泉徴収票のコピーを添付
所得の種類は「給与」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入。

② 2024年1月2日以降に就職または転職した場合

- ・就職した場合

新勤務先からの年収見込証明書、または直近3ヶ月分の給与明細書のコピーを添付
（年間総収入額は平均給与支給総額×1月～12月までの勤務予定月数）

- ・転職した場合

前勤務先の退職までの源泉徴収票のコピーと新勤務先の年収見込証明書、または直近3ヶ月分の給与明細書のコピーを添付
（年間総収入額は前勤務先と新勤務先の合計）

③ 失業した人で雇用保険基本手当（失業給付）を受給している（見込含む）場合

- ・雇用保険受給資格者証のコピーを添付（今年退職の場合は源泉徴収票のコピーも）

(所得の種類は「失業手当」、年間総収入額は基本手当日額×今年の給付日数)

(2) 自営業（商店・農業等）及び保険外交員等の所得の人

① 2024年1月1日以前より同じ業務形態の場合

- ・2024年分（令和6年分）確定申告書の第一表と第二表（控）または、2025年度（令和7年度）市町村民税・県民税申告書のコピーを添付。また、確定申告を電子申告で行った場合は、確定申告書のコピーの他に受信通知（メール詳細画面）等も添付（所得の種類は「事業」、年間総収入額は確定申告書の収入金額等の事業合計を記入）

② 2024年1月2日以降に開業又は廃業した場合

- ・税務署への「事業開業・廃業届出書」のコピーを添付（今年の収入金額を予想して年間総収入額に記入）

(3) 年金（遺族年金や障害年金含む）を受けている人

- ・2024年分（令和6年分）公的年金等源泉徴収票または年金額改定通知書、年金証書等のコピー（所得の種類は「年金」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入）

(4) 生活保護を受けている人

- ・生活保護決定（改定）通知書のコピー（2024年1月～現在まで）を全部添付（所得の種類は「生活保護」、年間総収入額は合計平均金額×今年該当予定月数）

(5) 各種手当（児童扶養手当・特別児童扶養手当等）を受給している人

- ・受給金額のある通知書、受給証明書等のコピーを添付（紛失の場合は通帳のコピー）（年間総収入額は月額×今年該当月数）

(6) 上記以外で養育費等の収入がある場合は収入額に記入して下さい。（証明書不要）

2 特別な控除を受けるための証明書類（該当する場合のみ提出）

(1) 障がい者（1級～3級）や要介護者（3以上）がいる世帯

- ・障がい者手帳、介護保険証のコピーを添付

(2) 主に家計を支えている者が別居（単身赴任）している世帯（自己都合の別居を除く）

- ・単身赴任を証明する会社からの証明書、または別居者の氏名と住所のある水道光熱費等の領収書のコピーを添付

※注意事項

市町村発行の課税証明書及び非課税証明書は所得証明としては使用できません。

源泉徴収票か確定申告書のコピーを添付して下さい。

以上

奨学生応募書類チェックポイント一覧表

(例年、誤りや記載漏れが多い箇所です。提出前に、再度チェックをお願いします。)

項目		説明及び留意事項	チェック欄
奨学金 申込書	①	太線内で囲われている箇所のみ記入。本人、身元保証人欄はそれぞれ自署し、別の印鑑(シャチハタ不可)を押すこと。	
	②	*の箇所は該当するものを○で囲む。現住所の住居区分に該当するものがない場合はその他を○で囲み、空欄に具体的内容(例:祖父又は祖母持家等)を必ず記入。(住居区分に表示している「MS」はマンション・「AP」はアパートのことです。)	
	③	同居家族及び別居しているが扶養関係にある家族は必ず全員記入。(同居している祖父母は扶養の有無や独立生計に関係なく必ず記入して下さい。)	
	④	所得が2種類ある場合は段落を分けてそれぞれ記入。(年間総収入は万円単位で記入:千円以下切捨て)	
	⑤	児童扶養手当・特別児童扶養手当等の年間(2025年1～12月)予定合計金額記入。	
	⑥	兄弟姉妹に当財団の奨学生がいる場合、または、大学生で高校等で以前、当財団の奨学生だった場合は申込書の「家庭事情」欄にその旨を必ず記入。(高校・大学問わず、兄弟姉妹が同時に申込する場合も同様)	
添付書類	①	同居家族に収入がある場合はそれを証明する各書類のコピー(源泉徴収票・確定申告書等)。市町村発行の課税証明書は対象外となりますので注意して下さい。	
	②	年金(遺族年金・障害年金含む)の金額の分かる証明書のコピー。(祖父母の老齢年金の源泉徴収票等のコピーの添付漏れに注意)	
	③	生活保護受給者は生活保護決定(改定)通知書のコピー。(2024年1月～現在)	
	④	児童扶養手当・特別児童扶養手当等の通知書等又は受給金額記載の通帳のコピー(2024年4月～現在)。 添付漏れが多いので再度確認して下さい。	
	⑤	同居家族で障がい者(1～3級)や要介護者(3以上)がいる場合は障がい者手帳・介護保険証のコピー。	
	⑥	同居家族で主たる家計支持者が別居(単身赴任)している場合は会社からの証明書又は別居者氏名の記入のある水道光熱費等の直近の領収書のコピー。	